



第2次栗原市集中改革プラン 【中期】

(計画期間：平成25年度～平成27年度)

平成25年1月
宮城県 栗原市

目 次

1 目的と位置づけ	1
2 計画期間	1
3 計画の推進体制	1
4 これまでの取組	1
5 平成25～27年度までの取組目標	2
6 計画の体系	3
7 実施計画	4

1 目的と位置づけ

「第2次栗原市集中改革プラン【中期】」は、同プラン【前期】を踏まえ、「第2次栗原市行政改革大綱」に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取組を示した計画です。

2 計画期間

第2次栗原市集中改革プラン【中期】の計画期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とします。ただし、新たな取組の追加や推進状況に合わせた計画の見直しを行い、その時々状況に応じた最適な方法により行政改革を推進します。

3 計画の推進体制

集中改革プランは、市長を本部長とする「行政改革推進本部」が中心となり、全庁的な意思統一のもと関係部局が連携を図りながら推進していきます。

また、集中改革プランの進行管理は、専門的知識を有する学識経験のある方、市政に関心を持ち、優れた識見を有する方々で構成する「行政改革懇話会」へ定期的に報告し、様々な視点から意見、提言をいただき着実に推進していきます。

また、集中改革プランの推進状況については、市ホームページ等で公表します。

4 これまでの取組

平成21年度に策定した第2次栗原市行政改革大綱に基づき、平成22年度から平成24年度までの3年間については、「第2次栗原市集中改革プラン【前期】」を策定し、積極的に行政改革を推進しています。

◆【前期】プログラムの進捗状況(平成24年3月末現在)

【前期】プログラム総数	達成済	達成率
62	15	24.2%

◆【前期】での効果額(平成24年3月末現在)

年度	主な項目	効果額
22年度	◇人件費・物件費・補助金の抑制を図る	759,234千円
23年度	◇収納率を向上させ歳入の増加を図る	691,956千円

(※対象プログラム:No.24、29、37、38、39、41、42、43、44、48、51、54、58)

5 平成25～27年度までの取組目標

□人件費を削減します。

削減目標 680,000千円

- ・定員適正化計画に基づき、職員の削減に努めます。
- (※対象プログラム:No.24)

□物件費を徹底して抑制します。

削減目標 60,000千円

- ・公共施設について、役割、機能、運営方法等を多角的に検討し、公共施設の整理統合を図ります。
 - ・施設の維持管理経費、委託料の見直し、消耗品費等の節減を行い、削減を図ります。
- (※対象プログラム:No.51)

□公債費の抑制を図ります。

削減目標 180,000千円

- ・将来負担を考慮し、市債発行額と償還額のバランスを図り、公債費を抑制します。
- (※対象プログラム:No.51)

□収納率を向上させ歳入の増加を図ります。

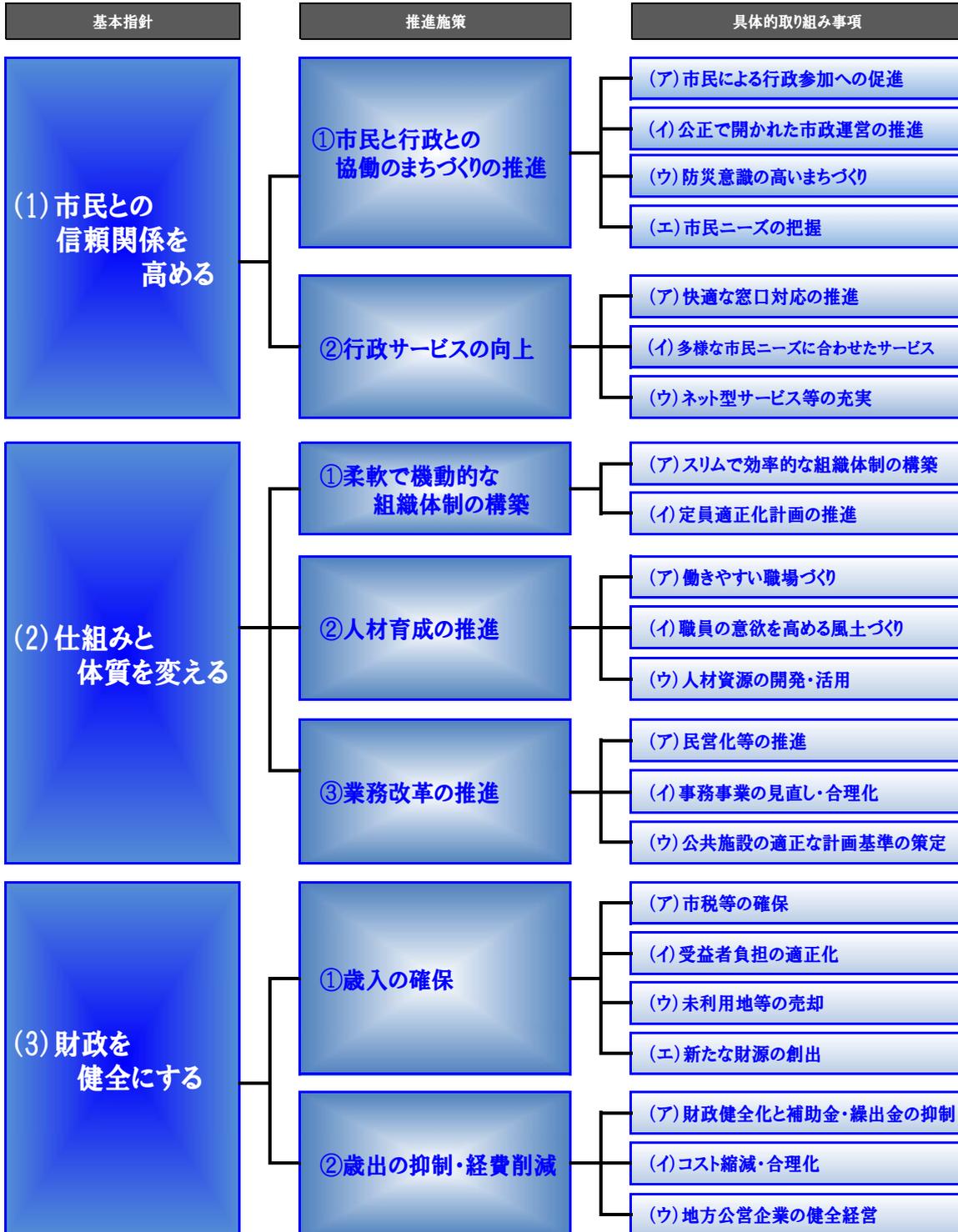
増収目標 290,000千円

- ・負担の平等性と歳入確保のため、収納率を向上させ歳入の増加を図ります。
- (※対象プログラム:No.37、38、39、40、41、42、43、44)

6 計画の体系

【体系図】

第2次栗原市行政改革大綱に基づく第2次栗原市集中改革プランの体系は以下のとおりとします。





7 実施計画

「集中改革プラン」では、「6 計画の体系」に示した行政改革の具体的な取組事項毎に実施計画を示しています。※1

この実施計画は、個別の実施内容プログラム毎に対象・意図・取組項目・達成指標・達成年度※2等を明示し、目標の数値設定が可能な実施プログラムについては、数値目標を設定し取組ます。また、その評価検証を行い、市の行政改革の着実なる推進を目指すものとします。

なお、次頁のプログラム一覧は、集中改革プラン【前期】で計上したプログラムについて、【中期】での取組み内容を一覧表で整理したものです。

【前期】で目標を達成できないプログラムは継承することを原則とし、目標を達成したプログラムについても、経過を管理しながら継続して通常業務の中で取組みを行い、必要に応じて再度計上するなど、積極的に行政改革を推進します。

※1 「6 計画の体系」については、第2次栗原市行政改革大綱第2章の1「目標実現に向けた取組み」を図に表したものであり、今後の取組の中で、プログラムの計上が見込まれるため基本的に変更等はしません。

ただし、今後新たなプログラムを計上していく中で、必要に応じて追加を行います。

※2 達成年度：翌年4月1日から実施導入できる場合は、その前年度とします。

	導入実施	達成年度
例		[H26.4.1→H25]

第2次栗原市集中改革プラン プログラム一覧

※ : 【中期】プランで取り組むプログラム 36

計画の体系	No.	重要度	プログラム名	概要	所管課	達成年度	中期方針	中期目標額(千円)	備考	
(1)	①	(ア)	1	A	自治会組織の整備	自治会の設立	市民協働課	24	経過管理Ⅱ	
			2	A	コミュニティ組織一括交付金制度の見直し	交付対象等の見直し	市民協働課	24	経過管理Ⅰ	
			3	A	市民協働事業のリスト化	市民協働における所管課の事業把握	市民協働課	24	経過管理Ⅱ	
			4	C	ごみ減量化と再資源化	減量化・再資源化のための啓発活動の継続実施及び強化	環境課		継承	
		(イ)	5	B	パブリックコメント制度運用の見直し	運用の見直しと必要に応じた要綱改正	行政管理課	23	経過管理Ⅰ	
			6	C	公益通報制度及びコンプライアンス体制の確立	条例の制定に向けた調査・検討の実施	総務課	24	経過管理Ⅰ	
			7	A	行政手続条例の運用の適正化	条例等からの不利益処分の抽出、判断基準の明確化	行政管理課		継承	
		(ウ)	8	A	自主防災組織育成事業	自主防災訓練の指導・評価の実施	警防課		継承	
			9	A	応急手当普及啓発事業	応急手当講習の実施	警防課		継承	
		(エ)	10	A	市民の意識調査の実施	アンケート内容と実施時期の検討	行政管理課	23	継承	
	②	(ア)	11	A	職員のCS(接遇力)向上	接遇研修の実施	人事課	22	No.63統合	
			12	A	業務マニュアルの見直し	実用性の高い業務マニュアルの整備	行政管理課	24	経過管理Ⅱ	
			13	B	ロビー環境の充実	ロビーマネージャーの配置	市民課	23	No.16統合	
		(イ)	14	B	フレキシブルな窓口体制の検討	窓口時間の延長等	市民課	23	No.16統合	
			15	C	権限移譲の活用	権限移譲を受けた事務の検証と権限移譲の推進	行政管理課	24	経過管理Ⅱ	
			16	C	証明書コンビニ交付サービス等の導入検討	導入の意思決定	市民課		継承	
		(ウ)	17	C	統合型地理情報システム(GIS)運用の充実	システムの課題の把握と改善	市政情報課	23	経過管理Ⅱ	
			18	B	電子申請サービスの導入	電子申請サービスの導入と申請サービスの向上	市政情報課	22	経過管理Ⅱ	
			19	B	市ホームページ管理運営の見直し	より迅速な情報提供及び内容の充実	市政情報課	24	経過管理Ⅰ	
			20	B	広報紙作成業務の見直し	1日号と16日号の紙面構成の差別・明確化	市政情報課		継承	
(2)	①	(ア)	21	A	「中長期的な姿」実現に向けた組織見直しの実施	総合支所の支所化及び本庁組織への更なる集約化	行政管理課		継承	
			22	B	水道事業所の設置に向けた検討	事業認可取得及び事業所設置に向けた調査検討	水道課		継承	
			23	A	消防署・所の再編	消防署を5署所に再編	消防本部総務課	23	終了	
		(イ)	24	A	定員適正化計画に基づく職員定員の管理	組織体制の見直しや民間委託等の推進による適正な職員配置	人事課		継承	680,000
	②	(ア)	25	B	健康的に働ける職場づくりの推進	健康管理対策やメンタルヘルス対策の充実	人事課	24	経過管理Ⅱ	
		(イ)	26	A	自主啓発活動への支援	通信教育講座受講者への支援及び新たな支援の検討	人事課	22	No.63統合	
			27	B	職員提案制度の見直し	職員提案制度実施要綱の改正等	行政管理課	22	継承	
		(ウ)	28	A	OJTの実施	職員が能力を発揮できる職場環境の整備	人事課		No.63統合	
63	A	人材育成のための職員研修の実施	目指す職員像の実現に寄与する研修の実施	人事課		新規				

計画の体系		No.	重要度	プログラム名	概要	所管課	達成年度	中期方針	中期目標額(千円)	備考	
(2)	③	(ア)	29	B	民間委託の推進	民間委託等推進計画の進捗管理	行政管理課		継承		
			64	B	浄化槽事業のPFI導入	特別目的会社の設立と長期継続契約の締結	下水道課		新規		
			30	B	指定管理者制度活用の推進	導入計画と評価指針の作成	行政管理課	23	経過管理Ⅱ		
		(イ)	31	B	電子入札の実施	電子入札実施に向けた調査・検討及びシステムの構築	管財課		継承		名称変更
			32	A	行政評価システムの推進	総合計画・予算等の体系の見直し及び施策成果指標設定	行政管理課		継承		
			33	C	会計処理業務の見直し	公共収納トータルサービスの導入等	会計課		継承		
			65	C	還付業務の効率化	事務の効率化に向けた手順等の確立	会計課		新規		
			34	B	投票区の再編・見直し	選挙執行事務の軽減化、効率化	総務課	22	終了		
		35	B	情報システムの見直し	検討組織を立ち上げ、効率的なシステムの構築	市政情報課	24	経過管理Ⅰ			
		(ウ)	36	A	公共施設適正配置計画の策定	公共施設の調査等を実施し、計画を策定	行政管理課		継承		
(3)	①	(ア)	37	A	市税の収納率の向上	書面・電話・訪問による催告及び納税相談、差押等の実施	税務課		継承	195,500	
			38	A	給食費負担金の収納率の向上	書面・電話・訪問による催告及び納付相談、民事調停・少額訴訟の申立て等の実施	教育総務課		継承	1,800	
			39	A	保育料等の収納率の向上	書面・電話・訪問による催告及び納税相談、差押等の実施	子育て支援課		継承	2,700	
			40	A	介護保険料の収納率の向上	書面・電話・訪問による催告及び納付相談の実施	介護福祉課		継承	2,000	
			41	A	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	書面・電話・訪問による催告及び口座振替の推進	健康推進課		継承	1,000	
			42	A	住宅使用料等の収納率の向上	書面・電話・訪問による催告及び民事調停の実施	建築住宅課		継承	13,500	
			43	A	水道料金の収納率の向上	書面・電話・訪問による催告及び給水停止措置等の実施	水道課		継承	36,000	名称変更
			44	A	下水道使用料等の収納率の向上	書面・電話・訪問による催告及び水洗化の促進	下水道課		継承	37,500	
		(イ)	45	B	公共施設使用料の平準化	ガイドラインの策定及び条例の改正	行政管理課	22	経過管理Ⅰ		
			46	A	固定資産税の平準化	農地・山林の統一基準による課税の実施	税務課	23	終了		
			47	B	都市計画税の一元化	都市計画税の課税区分の決定と課税	税務課		継承		
		(ウ)	48	A	遊休財産の売却・有効活用	対象物件の実施把握と売却・貸付等の実施	管財課		継承		名称変更
			49	A	遊休施設の利活用等方針の策定	遊休施設の調査・利活用等方針の検討	管財課		継承		名称変更
		(エ)	50	B	広告収入等の検討	新たな有料広告収入策の実施に向け要綱等の改正	行政管理課	24	経過管理Ⅱ		
②	(ア)	51	A	財政計画に基づく歳出削減の具現化	有利な地方債の借入と物件費のシーリングの設定	財政課		継承	60,000	物件費	
									180,000	公債費	
		52	B	水道事業特別会計（繰出金の抑制）	繰出金を基準内に抑制	財政課		経過管理Ⅱ			
		53	B	下水道特別会計（繰出金の抑制）	基準外繰出額の1割抑制	財政課		経過管理Ⅱ			
54	B	補助金の見直し	補助金の整理統合・廃止・抑制	財政課 行政管理課		経過管理Ⅰ					

計画の体系			No.	重要度	プログラム名	概要	所管課	達成年度	中期方針	中期目標額(千円)	備考
(3)	②	(イ)	55	C	公用車のコスト見直し	公用車の共有利用による台数の削減	管財課		継承		
			56	B	公共工事のコスト縮減	サンプル工事の削減実績の取りまとめ	建設課		継承		
			57	B	アセットマネジメントシステム導入の検討	市道、橋梁等の計画的な維持管理	建設課	24	経過管理Ⅱ		
		(ウ)	58	B	隔月検針の実施	隔月検針実施による検針業務委託料等の縮減	水道課	22	終了		
			59	B	水道事業の包括的委託の検討	民間委託可能な業務の調査検討	水道課		継承		
			60	B	既存下水道施設の統廃合による維持管理の効率化	関係機関との協議及び工事の実施	下水道課		継承		名称変更
			61	B	下水道浄化センター及び農業集落排水処理施設の包括的民間委託	運転管理、施設運用管理の効率性を高め、維持管理コストを縮減	下水道課	24	終了		
			62	A	病院事業経営健全化計画の推進	各年度の経営指標の確認	医療管理課		継承		
合計									1,210,000		

《重要度について》

- 「A」：市全体に改革の影響が及ぶもの
- 「B」：特定の部分に改革の影響が及ぶもの
- 「C」：①既に実施している内容で改善が必要なもの
②導入に関してコストがかかるが検討すべきもの
③実施の上で内容整理が必要なもの

《中期方針について》

- 「新規」：中期から新たに取り組むプログラム
- 「継承」：前期から中期に引き継いで取り組むプログラム
- 「統合」：中期から他のプログラムに統合して取り組むプログラム
- 「経過管理Ⅰ」：必要に応じて再計上するプログラム
- 「経過管理Ⅱ」：通常業務で取り組むプログラム
- 「終了」：前期で目標を達成し、完了したプログラム

第2次栗原市集中改革プラン【中期】プログラム

計画の体系	(1) 市民との信頼関係を高める	① 市民と行政との協働のまちづくりの推進	(ア) 市民による行政参加への促進
-------	------------------	----------------------	-------------------

管理No.	4	プログラム名	ごみ減量化と再資源化	部署名	市民生活部 環境課	重要度	C
概要	ごみの再資源化を推進し、ごみ排出量の減量を図る					※市民協力必須プログラム	
現状・課題等	○平成19年度から11品目で分別回収を実施している。 ○平成21年度に「栗原市一般廃棄物処理基本計画」を策定して、ごみ減量化と再資源化を推進しているが、栗原市のごみ排出量は、全国平均より多い状況である。 ●震災(内陸地震)以降は、ごみ排出量が増加傾向であるため、今後の取組により震災前の状態まで戻す必要がある。 ●震災以降、ごみ出しのモラルの低下が認められるため、更なる啓発活動等に力を入れ、環境意識の定着が必要である。			対象(何を)	・市民 ・最終処分場		
				意図(どうする)	・市民の環境に対する意識を高める ・ごみの減量等により、最終処分場の延命を図る		
				取組項目	啓発活動の継続及び強化		
				達成指標	市民1人1日あたりのごみ排出量、資源化率、最終処分率		
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度				
H27(各年)				(H23年度実績) ・1人1日あたりのごみ排出量774g ・資源化率10.0% ・最終処分率は14.5% ※H25年度に啓発活動の強化検討を行い、H26、H27年度に強化した取組を実施。 ※い・ど・うセミナーは市民からの要請がある場合に行う。			
				≪H27年度目標値≫半年度毎 ごみ排出量 前年度から1%の抑制 資源化率 前年度から1%の増加 最終処分率 前年度から1%の抑制 ※9%に達したら9%の維持とする			

計画の体系	(1) 市民との信頼関係を高める	① 市民と行政との協働のまちづくりの推進	(イ) 公正で開かれた市政運営の推進
-------	------------------	----------------------	--------------------

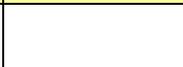
管理No.	7	プログラム名	行政手続条例の運用の適正化	部署名	企画部 行政管理課	重要度	A
概要	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、あわせて市民の権利、利益を保護する						
現状・課題等	○各種法令(行政手続法、栗原市行政手続条例等)により、市では不利益処分基準を設定して公表する努力義務がある。 ○今後、「地域主権一括法」による条例改正等が終了した後、具体的な作業に取りかかることとしている。 ●不利益処分の基準の公表にあたっては、脱法的な行為を助長することがないように考慮する必要がある。			対象(何を)	関係条例等		
				意図(どうする)	行政処分に伴う不利益処分の判断基準を明確にする		
				取組項目	・条例等からの不利益処分の抽出 ・不利益処分の判断基準の明確化及び公表		
				達成指標	判断基準を明確にして公表する必要がある不利益処分のうち実施した割合		
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度				
H27							

計画の体系	(1) 市民との信頼関係を高める	① 市民と行政との協働のまちづくりの推進	(ウ) 防災意識の高いまちづくり
-------	------------------	----------------------	------------------

管理No.	8	プログラム名	自主防災組織育成事業	部局名	消防本部 警防課	重要度	A
概要	自主防災活動を推進し、「自助」「共助」の体制を目指す						※市民協力必須プログラム
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織が実施する訓練の取組を支援している。 ○自主防災組織は市内全地区で設立されているが、訓練をしない組織や訓練内容の見直しが必要な組織もある。 ・252組織中、185組織が訓練実施(平成23年度末現在) 			対象(何を)	自主防災組織		
	<ul style="list-style-type: none"> ●市内全地区で共通の防災意識を持ち、「自助」「共助」の体制を確立することが必要である。 ●同じ内容の訓練を繰り返す組織もあるため、訓練の反省を踏まえた質の向上(訓練毎のステップアップ)が求められる。 			意図(どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練内容の評価体制の確立 ・訓練の質を上げ、防災力を養う 		
				取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練計画時の内容指導 ・自主防災訓練の指導及び評価 		
				達成指標	訓練実施組織のB評価以上の割合		
達成年度	達成目標に向けた実施計画						備考
	H25年度	H26年度	H27年度	<<総合評価のレベル>>(予定) 組織の評価+指導員の評価(4段階) A=指導を必要とせず独立した訓練が可能 B=訓練内容は優れているが指導を必要とする C=前回並みの訓練であり指導を必要とする D=訓練計画(取り組み)の見直しを必要とする			
H27	 ・自主防災訓練計画、訓練時の指導 ・広報による啓発 ・訓練内容の評価	 ・自主防災訓練計画、訓練時の指導 ・広報による啓発 ・訓練内容の評価	 ・自主防災訓練計画、訓練時の指導 ・広報による啓発 ・訓練内容の評価	 ※H27年度まで70%が目標			

管理No.	9	プログラム名	応急手当普及啓発事業	部局名	消防本部 警防課	重要度	A
概要	応急手当が出来る市民を1人でも増やし、実際の現場での市民による応急手当実施率を向上させる						※市民協力必須プログラム
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当に対する市民の関心は高まっているが、心肺停止傷病者への応急手当の実施率は約50%程度である。 ○各種応急手当講習会実績:98回、延べ3263人の受講。(平成23年中) 			対象(何を)	市民		
	<ul style="list-style-type: none"> ●講習会を受講しても、実際の現場で応急手当を行えないという事例が多いので、講習参加の回数を増やす必要がある。 ●応急手当の必要性・重要性について、更に啓発する必要がある。 			意図(どうする)	応急手当が出来る市民を1人でも多くする		
				取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当講習の実施 ・応急手当の普及啓発 		
				達成指標	救急隊現場到着時の傷病者に対する応急手当実施率		
達成年度	達成目標に向けた実施計画						備考
	H25年度	H26年度	H27年度	<<基準>>H23 応急手当実施率 50% <<目標>>H27 応急手当実施率 70%			
H27	 ・応急手当講習の開催 ・広報紙への応急手当普及啓発記事の掲載 ・119入電時の口頭指導	 ・応急手当講習の開催 ・広報紙への応急手当普及啓発記事の掲載 ・119入電時の口頭指導	 ・応急手当講習の開催 ・広報紙への応急手当普及啓発記事の掲載 ・119入電時の口頭指導				

計画の体系	(1) 市民との信頼関係を高める	① 市民と行政との協働のまちづくりの推進	(エ) 市民ニーズの把握
-------	------------------	----------------------	--------------

管理No.	10	プログラム名	市民の意識調査の実施	部局名	企画部 行政管理課	重要度	A
概要	市民ニーズを把握するためアンケートを実施し、分析結果を市政運営の資料とする						※市民協力必須プログラム
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの行政改革の取組状況を踏まえて、平成23年度に「行政改革に関する市民アンケート」を実施し、市民ニーズの把握に努めている。 			対象(何を)	市民ニーズ		
	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート結果については、集中改革プランや民間委託推進計画等への参考としていく必要がある。 ●ある程度の行政改革の成果や結果が出た頃合いでの調査が望ましいことから、アンケートの実施時期についての検討が必要である。 			意図(どうする)	市民ニーズを把握して市政運営の資料とする		
				取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート内容の検討 ・アンケート実施時期の検討 		
				達成指標	市民アンケート結果の分析		
達成年度	達成目標に向けた実施計画						備考
	H25年度	H26年度	H27年度				
H26	 ・アンケート内容の検討 ・アンケート実施時期の検討	 ・市民アンケートの実施					

計画の体系	(1) 市民との信頼関係を高める	② 行政サービスの向上	(イ) 多様な市民ニーズに合わせたサービス
-------	------------------	-------------	-----------------------

管理No.	16	プログラム名	証明書コンビニ交付サービス等の導入検討	部局名	市民生活部 市民課	重要度	C
-------	----	--------	---------------------	-----	--------------	-----	---

概要 行政サービスの充実を図るため、証明書のコンビニ交付サービス等の導入検討を行う

現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月第2日曜日(築館総合支所)と第4日曜日(金成総合支所)の午前中は開庁しており、証明書の交付が受けられる。 ○平日は電話予約すると、午後7時までは証明書の交付が受けられる。 ○郵便局の窓口で証明書の交付が受けられる。 	対象(何を)	証明書の交付窓口
		意図(どうする)	時間外に証明書等を交付する機会を増やす
	<ul style="list-style-type: none"> ●休日窓口開庁サービスと電話予約による時間外交付サービスの取扱実績は増加している。 ●職員数の減少が見込まれる中で、コンビニ交付サービスの導入を検討する必要がある。 ●平成26年度以降に運用開始が予定されているマイナンバー制度の動向を把握する必要がある。 	取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービス向上委員会の開催 ・導入の意思決定 A.コンビニ交付の実施 B.郵便局窓口交付サービスの追加
		達成指標	交付窓口の拡充に関する方針等の公表

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考
	H25年度	H26年度	H27年度	
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・AB各項目等取扱証明書の検討 ・導入時期の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入開始予定年度決定 ・取扱証明書を決定する ・例規等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・AB各項目における導入の決定等 	※ただし、コンビニ交付導入開始年度をH29年度以降とした場合は実施計画の見直しが必要となる。

計画の体系	(1) 市民との信頼関係を高める	② 行政サービスの向上	(ウ) ネット型サービス等の充実
-------	------------------	-------------	------------------

管理No.	20	プログラム名	広報紙作成業務の見直し	部局名	企画部 市政情報課	重要度	B
-------	----	--------	-------------	-----	--------------	-----	---

概要 より鮮明でわかりやすい広報紙の提供を目指す

現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○少人数の体制(4人)で、毎月2回の広報紙を発行している。 ○取材、編集、レイアウト、校正等の業務が煩雑化している。 	対象(何を)	広報紙
		意図(どうする)	市民に対し見映えよく、わかりやすい広報の提供
	<ul style="list-style-type: none"> ●広報1日号と16日号の紙面構成が差別化、明確化されていない。 ●取材等については、民間事業者と同等のノウハウがない状況。 	取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・広報1日号と16日号の紙面構成を差別・明確化する ・広報16日号の民間委託 ・取材等の民間委託(話題くりはらなど) ・アンケート方法の検討及び実施
		達成指標	広報紙に関するアンケート結果

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考
	H25年度	H26年度	H27年度	
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・広報16日号を定型化し委託 ・取材等の民間委託の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・取材等の民間委託 		

計画の体系	(2) 仕組みと体質を変える	① 柔軟で機動的な組織体制の構築	(ア) スリムで効率的な組織体制の構築
-------	----------------	------------------	---------------------

管理No.	21	プログラム名	「中長期的な姿」実現に向けた組織見直しの実施	部署名	企画部 行政管理課	重要度	A
概要	社会情勢の変化等に柔軟に対応できる組織づくりを目指す						
現状・課題等	<p>○市の基本方針や実施計画書に基づいて、段階的な組織機構の見直しを行っている。 ・「栗原市行政組織見直しの基本方針」(平成19年度策定) ・「栗原市行政組織見直しの実施計画書」(平成21年度策定) ○平成24年度には、本庁の係統廃合、総合支所の体制見直し(2→1課)を実施した。 ○「総合支所の支所化」と「本庁組織への更なる集約化」の見直しは、東日本大震災の影響から当分の間、延期としている。</p> <p>●延期となっている見直しについては、震災対応業務や職員配置の適正を考慮しながら、実施に向けて更なる検討が必要である。</p>			対象(何を)	栗原市の行政組織		
	意図(どうする)	社会情勢に柔軟に対応しうるスリムで効率的な組織体制を構築する					
	取組項目	「栗原市行政組織見直しの実施計画書」に基づく組織改編の実施					
	達成指標	総合支所の支所化及び本庁組織への更なる集約化の具体的な内容の決定、取り組みの実施					
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度	※達成年度については、決定した組織見直しの実施時期により調整			
H27							
	各課調査、ヒアリング及び検討委員会の実施	各課調査、ヒアリング及び検討委員会の実施 見直しに向けた具体的な取組を実施	見直しに向けた具体的な取組を実施				

管理No.	22	プログラム名	水道事業所の設置に向けた検討	部署名	上下水道部 水道課	重要度	B
概要	行政組織のスリム化を図るため水道事業所設置の検討を行う						
現状・課題等	<p>○平成22年度から水道業務が本庁に集約された(一部窓口業務を除く) ○現在、1の水道事業と11の簡易水道等事業を経営しているが、平成28年度には1つの水道事業として統合する事業認可申請を行う計画である。 ○その統合にあわせて、組織機構の見直し方針において、水道事業所の設置が示されている。</p> <p>●水道事業所を設置した場合のメリット及びデメリットを精査する必要がある。 ●施設が広範囲に多数点在するため、簡水施設の集約などを進め、維持管理等のコストを縮減する必要がある。 ●事業の安定運営のためには、専門的な技術や知識を有した人材の育成が不可欠である。</p>			対象(何を)	水道事業、簡易水道事業		
	意図(どうする)	水道事業に統合を行う 水道事業所の設置により、効率的な経営体制の構築を検討する					
	取組項目	水道事業認可取得 水道事業設置に向けた調査検討					
	達成指標	水道事業所設置					
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度				
H27							
	簡易水道の統合計画策定	簡易水道統合計画実施 計画策定	水道事業所設置				

計画の体系	(2) 仕組みと体質を変える	① 柔軟で機動的な組織体制の構築	(イ) 定員適正化計画の推進
-------	----------------	------------------	----------------

管理No.	24	プログラム名	定員適正化計画に基づく職員定員の管理	部署名	総務部 人事課	重要度	A
概要	市民への行政サービス低下を招かないように配慮しながら、事務量や行政需要に対応した適正な職員配置を行う						
現状・課題等	<p>○定員適正化計画に基づきつつ、現状の職員配置に必要最小限の職員補充(採用)としている。 ・第2次定員適正化計画(平成22～26年度で220人を削減する) ○組織体制の見直し等により、適正な職員配置に努めている。</p> <p>●震災の影響で総合支所の支所化が延期となり、人員削減のペースが落ちている。 ●各種情勢の変化により、定員適正化への影響が懸念される。 (支所化等組織改編、公務員制度改革、再任用の義務化等) ●次期の定員適正化計画についても検討する必要がある。</p>			対象(何を)	職員数		
	意図(どうする)	行政需要に対応し、行政サービスを提供できる人員の確保 適正な職員定数管理による人件費抑制					
	取組項目	職員採用計画に基づく職員採用 組織体制の見直しや民間委託等の推進による現状体制に対する適正な職員配置					
	達成指標	定員適正化計画の実施率(計画と実績の年度末職員数の対比) 人件費削減効果額					
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度	※ H27の削減目標が未定のため、単年度毎に達成度の管理を行う。			
H27(各年)							
	定員適正化計画の推進	定員適正化計画の推進	定員適正化計画の推進				

計画の体系	(2) 仕組みと体質を変える	② 人材育成の推進	(ア) 働きやすい職場づくり
-------	----------------	-----------	----------------

管理No.	27	プログラム名	職員提案制度の見直し	部署名	企画部 行政管理課	重要度	B
-------	----	--------	------------	-----	--------------	-----	---

概要 職員のやる気と創意工夫する気持ちが向上する体制を整備する

現状・課題等	<p>○各職員からの提案による事務改善制度を見直し、平成22年度からは課単位でテーマを決めて事務改善に取り組む「業務改善改革実践運動」(以下「改善運動」という。)へと転換している。</p> <p>●改善運動は3年間の実施を経て次のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の負担感(やらされ感)が否めない。 ・改善運動がマンネリ化し、関心が低い職員もいる。 	対象(何を)	職員
		意図(どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案しやすい環境の醸成 ・提案等に対するモチベーションを高める
		取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案等に関する職員アンケートの実施 ・栗原市職員提案制度実施要綱の改正等の実施 ・新制度の構築
		達成指標	職員の求める制度の創出

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考
	H25年度	H26年度	H27年度	
H27				
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案等に関する職員アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の設置・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の創出 ・要綱改正等の実施 	

計画の体系	(2) 仕組みと体質を変える	② 人材育成の推進	(ウ) 人材資源の開発・活用
-------	----------------	-----------	----------------

管理No.	63	プログラム名	人材育成のための職員研修の実施	部署名	総務部 人事課	重要度	A
-------	----	--------	-----------------	-----	------------	-----	---

概要 職員の資質を向上させる効果的な研修等を実施・構築していく

現状・課題等	<p>○職員研修計画を策定し、効果的かつ効率的な研修の実施に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関による一般研修、専門研修、派遣研修(階層別研修、実務研修、宮城県等へ職員派遣) ・市主催の研修(新規採用職員研修、接遇研修、日常業務の中でOJTの取組) ・自主研修(通信講座等の受講を支援) <p>●市民アンケートでは、「職員の意識改革、資質向上」が重要視されている。</p> <p>●行政サービス向上のため、専門的な人材や多くの行政サービスを的確に提供できる人材の育成が求められている。</p> <p>●職種や業務毎に求められている職場ニーズ等を、的確に把握する必要がある。</p> <p>●OJTの実践に向けて、管理監督者のマネジメント研修等が必要である。</p> <p>●職員による内部講師を養成し、活用することも人材育成として必要である。</p>	対象(何を)	市職員
		意図(どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質を向上させる ・高い職務遂行能力を維持できる職員を育成する
		取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・目指す職員像の実現に寄与する研修の実施 ・組織力を高めるOJTの実践 ・自らを高める自己啓発の推進
		達成指標	<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施率(計画人数に対する実績人数) ・研修理解度、活用度(研修後のアンケート調査により把握) ・職員による内部講師の養成と活用

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考
	H25年度	H26年度	H27年度	
H27				
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修理解度、活用度の把握 ・ニーズに応じた研修の提供 ・組織力を高めるOJTの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修理解度、活用度の向上 ・ニーズに応じた研修の提供 ・組織力を高めるOJTの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修理解度、活用度の向上 ・ニーズに応じた研修の提供 ・組織力を高めるOJTの実践 	

計画の体系	(2) 仕組みと体質を変える	③ 業務改革の推進	(ア) 民営化等の推進
-------	----------------	-----------	-------------

管理No.	29	プログラム名	民間委託の推進	部局名	企画部 行政管理課	重要度	B
-------	----	--------	---------	-----	--------------	-----	---

概要 市の事務・事業を民間に委託することで、行政サービスの向上やコストの削減を図る

現状・課題等	<p>○民間に委託すると行政サービスが向上するものやコストが削減となる事務・事業について、計画を策定して積極的に民間委託を推進している。</p> <p>・第2次栗原市民間委託等推進計画(平成24～平成26年度)</p> <p>・H24達成予定 3事業</p> <p>・H25達成予定 4事業</p> <p>・H26達成予定 4事業</p> <p>●労働者派遣法、労働基準法を遵守しながら推進する必要がある。</p>	<p>対象(何を) 民間委託を予定している事務・事業</p>
		<p>意図(どうする) 行政サービスの向上</p> <p>・人件費等コストの減少</p>
		<p>取組項目 第2次計画の進捗管理</p> <p>・第3次計画の策定と進捗管理</p>
		<p>達成指標 各年度の民間委託の推進状況</p> <p>・民間委託に移行した事務・事業数</p> <p>・コスト削減効果額</p>

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考
	H25年度	H26年度	H27年度	
H27(各年)	<p>実施 → 達成</p> <p>・H25目標の進捗管理</p> <p>・H25目標の実績確認</p>	<p>実施 → 達成</p> <p>・H26目標の進捗管理</p> <p>・H26目標の実績確認</p> <p>・第3次民間委託等推進計画の策定</p>	<p>実施 → 達成</p> <p>・H27目標の進捗管理</p> <p>・H27目標の実績確認</p>	<p>※ H27の削減目標が未定のため単年度ごとに達成度の管理を行う。</p>

管理No.	64	プログラム名	浄化槽事業のPFI導入	部局名	上下水道部 下水道課	重要度	B
-------	----	--------	-------------	-----	---------------	-----	---

新規

概要 浄化槽事業に民間ノウハウを活用することで、効率性の向上、市民サービスの向上を図る

現状・課題等	<p>○市が設置する浄化槽は、設置の申請受付から工事発注まで市が直営で行っている。</p> <p>○設置後の浄化槽の維持管理については、業者委託している。</p> <p>●申請(1基)ごとに設計積算して工事発注するため、引き渡しまでに2～3カ月の期間を要している。(直営業務に職員3人が専従)</p> <p>●浄化槽管理業務を単独契約により5社に委託しているが、包括的委託(性能発注)ではない。</p> <p>●PFIに参加を希望する業者があるか、懸念される。</p>	<p>対象(何を) 浄化槽設置市民、浄化槽事業</p>
		<p>意図(どうする) 早く安く質の良い公共サービスの提供</p> <p>・事業コストの低減、人件費の低減</p> <p>・水洗化の促進</p>
		<p>取組項目 SPC(特別目的会社)の設立と長期継続契約(概ね10年間)</p>
		<p>達成指標 市直営実施とPFI実施との差額</p>

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考
	H25年度	H26年度	H27年度	
H25	<p>検討 → 実施 → 達成</p> <p>・入札方法の検討</p> <p>・SPCの公募</p> <p>・SPCとの長期契約締結</p>			<p>PFIとは＝プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(民間主導による公共事業)の意で民間のノウハウを公共事業に提供し、公共施設の設計から建設、維持管理まで、さらに資金調達まで含めて、民間が主導となって行い、公共事業の効率化を図るものである。</p> <p>SPCとは＝スペシャル・パーパス・カンパニー(特別目的会社)の意で特定の事業(市設置型浄化槽の設置工事と維持管理)のため設立する会社で、プロジェクトファイナンス(事業融資)で実施する会社のこと。</p>

計画の体系	(2) 仕組みと体質を変える	③ 業務改革の推進	(イ) 事務事業の見直し・合理化
-------	----------------	-----------	------------------

管理No.	31	プログラム名	電子入札の実施	部署名	総務部 管財課	重要度	B
-------	----	--------	---------	-----	------------	-----	---

概要 電子入札の実施により、入札関連業務の効率化と透明性の向上を図る

現状・課題等	<p>○市では、入札の透明性・公平性・公正性を確保して競争性を向上させるため、一般競争入札を実施しているが、現行方式では、入札会場に直接来る必要がある。</p> <p>●紙ベースによる各種書類の受付や通知処理であるため、業務に時間を要する。</p> <p>●電子入札システムの導入に向け、各種検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子入札システム導入に係る費用及び費用対効果の分析 業者の電子入札に対する対応の状況 実施時期の検討 	対象(何を)	入札事業
		意図(どうする)	・入札における競争性の向上、透明性、公平性等の確保 ・入札参加者の応札にかかるコストを縮減
		取組項目	・電子入札実施に向けた調査・検討 ・電子入札システムの構築
		達成指標	電子入札の実施

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考
	H25年度	H26年度	H27年度	
H27	<p>・電子入札システム構築に係る課題整理</p>	<p>・電子入札システム内容の調査、検討</p>	<p>・電子入札システムの構築</p>	

管理No.	32	プログラム名	行政評価システムの推進	部署名	企画部 行政管理課	重要度	A
-------	----	--------	-------------	-----	--------------	-----	---

概要 簡素で透明性の高い行財政運営と成果重視型の行政運営を図るため、システム導入を目指す

現状・課題等	<p>○行政評価システムは、平成22年度から本格的に稼働する予定であったが、震災の影響から、延期している。</p> <p>○健全な行財政経営を目指すには、このシステムが有効的であることから、本格稼働に向けて再検討している。</p> <p>●行政評価システムが適切に機能するまでは、職員負担感を低減するように理解度を上げる。</p> <p>●行政評価システムを効果的に機能させるため、予算や総合計画等と連携する仕組みを確立しなくてはならない。</p>	対象(何を)	行財政経営
		意図(どうする)	効率的かつ効果的で、透明性の高い行財政経営の実現を目指す
		取組項目	・施策評価及び事務事業評価の実施 ・まちづくり報告書の作成・公開 ・評価結果に基づいた資源配分の実施
		達成指標	・施策評価及び事務事業評価を実施した事業の割合 ・まちづくり報告書の作成・公開した事業の割合 ・評価結果に基づいた資源配分を実施した事業の割合

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考
	H25年度	H26年度	H27年度	
H28	<p>・評価に係る総合計画・予算等の体系の見直し ・施策成果指標設定</p>	<p>・施策評価の実施 ・成果動向管理の実施</p>	<p>・施策評価の実施 ・成果動向管理の実施 ・まちづくり報告書の作成・公開(試行)</p>	※H29当初予算の編成から、政策優先度による予算管理を実施する。

管理No.	33	プログラム名	会計処理業務の見直し		部局名	会計課	重要度	C
概要	会計処理業務の効率化、経費の削減を図る							
現状・課題等	<p>○公共料金(電気・電話・水道料等)の納付書による支払い事務は、件数が多いことから、集約する効率化を平成25年度から実施予定である。</p> <p>○窓口納付、口座引落、コンビニ納付など、様々な納付方法があるため、収納業務が多様化・煩雑化し、職員の負担が増加している。</p> <p>●収納事務を総合的に民間委託することについて、検討・協議する前に、平成25年度から実施する公共料金の支払い事務の効率化について、検証する必要がある。</p>				対象(何を)	公金の収納事務		
					意図(どうする)	公金の収納事務のスリム化、効率化		
					取組項目	関係部署との協議及び導入の可否判断		
					達成指標	公金収納一ターラサービス又はそれに代わるものの導入		
達成年度	達成目標に向けた実施計画				備考			
	H25年度	H26年度	H27年度					
H27	検討	検討	実施	達成				
	・関係部署との協議	・関係部署との協議 ・導入の可否判断	効率化の実施					

管理No.	65	プログラム名	還付業務の効率化	新規	部局名	会計課	重要度	C
概要	収納した保険料を還付する業務手順を見直し、事務の効率化を図る							
現状・課題等	<p>○介護保険料や後期高齢者医療保険料では資格喪失に伴う還付業務が多数発生するが、個別に伝票を作成するため業務が非効率となっている。</p> <p>(手順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権者登録(会計課) ・個別に還付伝票を作成(担当課) ・電子決済(担当課) <p>●現状把握、課題の整理、効率化に向けた具体的な手順等について関係課間での協議が必要である。</p> <p>●口座振込に係る業務見直しのため、指定金融機関との協議が必要である。</p> <p>●口座振込データの作成等について、システム業者との協議が必要である。</p>				対象(何を)	還付処理に関わる職員		
					意図(どうする)	職員の業務時間が短縮される		
					取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握及び課題の整理 ・事務の効率化に向け、手順等の確立 ・効率化の実施 		
					達成指標	還付業務に係る処理時間の短縮		
達成年度	達成目標に向けた実施計画				備考			
	H25年度	H26年度	H27年度					
H27	検討	検討	実施	達成				
	・現状把握及び課題の整理	・事務の効率化に向け、手順等の確立	・効率化の実施					

計画の体系	(2) 仕組みと体質を変える	③ 業務改革の推進	(ウ) 公共施設の適正な計画基準の策定
-------	----------------	-----------	---------------------

管理No.	36	プログラム名	公共施設適正配置計画の策定		部局名	企画部 行政管理課	重要度	A
概要	市内の類似した公共施設を整理統合して適正な配置を行うために、基本計画を策定する							
現状・課題等	<p>○東日本大震災で著しく被災した地区(若柳、高清水、一迫、瀬峰、志波姫)については、総合支所と周辺の公共施設に限定した整備方針を、平成23年度に定めている。</p> <p>○合併により、市内には類似した公共施設が多くある。</p> <p>●施設の用途や利用頻度等を踏まえて、適正な配置方針を検討する必要がある。</p>				対象(何を)	公共施設		
					意図(どうする)	適正な配置をし、財政と市民ニーズへの配慮の両立を目指す		
					取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の調査 ・検討委員会の実施 		
					達成指標	公共施設適正配置計画の策定		
達成年度	達成目標に向けた実施計画				備考			
	H25年度	H26年度	H27年度					
H27	検討	実施	実施	達成				
	・公共施設の利用状況及び経過年数等の把握	・調査結果から各公共施設の方向性を示す	・方向性をまとめた計画を策定					

計画の体系	(3) 財政を健全にする	① 歳入の確保	(ア) 市税等の確保
-------	--------------	---------	------------

管理No.	37	プログラム名	市税の収納率の向上	部署名	総務部 税務課	重要度	A
概要	収納率の向上を図り、市民負担の公平性、財源の確保を目指す						
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○公平性の面から納税義務の周知に努めている。 ○書面・電話・訪問等による催告により収納率の向上に努めている。 ○悪質な滞納者については差押を実施している。 ○徴収困難事案を集中的に滞納整理を行う宮城県地方税滞納整理機構を活用している。 ○納税案内センターを活用している。 			対象(何を)	市税の納入義務者		
	<ul style="list-style-type: none"> ●一般会計滞納繰越分の収納率は県内下位なので、大幅な改善が必要である。 ●国保会計現年分の収納率は県内上位で、滞納繰越額の累増に歯止めがかかったものの、縮減に向けて更なる改善が必要である。 ※県内順位は、仙台市を除く市部の順位 			意図(どうする)	市税の納付負担の公平性が保たれ、事業等に必要な財源が確保される		
				取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・納税相談、差押等の実施 		
				達成指標	現年分・滞納繰越分収納率		
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度	<基準>H23収納率 【一般会計】現年分97.97% 滞納繰越分15.44% 【国保会計】現年分91.75% 滞納繰越分19.12%			
H27	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・納税相談、差押等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・納税相談、差押等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・納税相談、差押等の実施	<最終達成目標>H27収納率 【一般会計】現年分98.50% (0.53%増) 滞納繰越分20.00% (4.56%増) 【国保会計】現年分92.75% (1.00%増) 滞納繰越分20.00% (0.88%増) ※()内はH23年度決算との比較			

管理No.	38	プログラム名	給食費負担金の収納率の向上	部署名	教育部 教育総務課	重要度	A
概要	収納率の向上を図り、市民負担の公平性、財源の確保を目指す						
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○公平性の面から納付の周知に努めている。 ○書面・電話・訪問等による催告により収納率の向上に努めている。 ○悪質な滞納者については民事調停を実施している。 			対象(何を)	給食費の納入義務者		
	<ul style="list-style-type: none"> ●法的手段(民事調停、少額訴訟)をとる場合、一度に申立てできる人数に限りがあるため、数回に分けて手続することになる。 ●債権確定後、支払われない場合に、強制執行の申立を行なうが、強制執行のための財産調査等が困難である。 			意図(どうする)	給食費の納付負担の公平性が保たれ、給食の提供に必要な財源が確保される		
				取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・納付相談、民事調停・少額訴訟の申立て等の実施 		
				達成指標	現年分・滞納繰越分収納率		
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度	<基準>H23収納率 【給食費】現年分98.96% 滞納繰越分30.39%			
H27	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・納付相談、民事調停・少額訴訟の申立て等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・納付相談、民事調停・少額訴訟の申立て等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・納付相談、民事調停・少額訴訟の申立て等の実施	<最終達成目標>H27収納率 【給食費】現年分99.20% (0.24%増) 滞納繰越分33.00% (2.61%増) ※()内はH23年度決算との比較			

管理No.	39	プログラム名	保育料等の収納率の向上	部署名	市民生活部 子育て支援課	重要度	A
概要	収納率の向上を図り、市民負担の公平性、財源の確保を目指す						
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○公平性の面から納付の周知に努めている。 ○書面・電話・訪問等による催告により収納率の向上に努めている。 ・納入者の納め忘れがないよう定期的に納入状況を確認 ○納入が困難となった世帯には個別に相談を実施し、「分割納付」や「多重債務相談」に応じている。 			対象(何を)	保育料の納入義務者		
	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的理由による納入困難世帯の解消。 			意図(どうする)	保育料金の納付負担の公平性が保たれ、保育事業に必要な財源が確保される		
				取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・納付相談等の実施 		
				達成指標	現年分・滞納繰越分収納率		
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度	<基準>H23収納率 【保育料】現年分99.37% 滞納繰越分24.82%			
H27	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・納付相談等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・納付相談等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・納付相談等の実施	<最終達成目標>H27収納率 【保育料】現年分99.50% (0.13%増) 滞納繰越分46.00% (21.18%増) ※()内はH23年度決算との比較			

管理No.	40	プログラム名	介護保険料の収納率の向上	部局名	市民生活部 介護福祉課	重要度	A	
概要	収納率の向上を図り、市民負担の公平性、財源の確保を目指す							
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○公平性の面から納付の周知に努めている。 ・被保険者証や納付書の発送時に制度の周知を行う。 ○書面・電話・訪問等による催告により収納率の向上に努めている。 ○平成20年度の組織再編で、介護保険料の賦課徴収から介護サービス利用までの一貫した運営を介護福祉課が行っている。 			対象(何を)	介護保険料の納入義務者			
	<ul style="list-style-type: none"> ●3年ごとに改正される介護保険料は増加しており、滞納が増える要因となっている。 ●滞納が2年を過ぎて時効となると、サービス利用時に給付制限が行われることから、そのような事態とならないよう制度周知に努める必要がある。 			意図(どうする)	介護保険料の納付負担の公平性が保たれ、必要な保険料財源が確保される			
				取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・介護保険制度の啓発、普通徴収者への口座振替の推進 			
				達成指標	現年分・滞納繰越分収納率			
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考				
	H25年度	H26年度	H27年度	<基準>H23収納率 【介護保険料】現年分89.04% 滞納繰越分15.87%				
H27	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・介護保険制度の啓発、普通徴収者への口座振替の推進等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・介護保険制度の啓発、普通徴収者への口座振替の推進等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・介護保険制度の啓発、普通徴収者への口座振替の推進等の実施 ・達成指標の検証	<最終達成目標>H27収納率 【介護保険料】現年分90.00% (0.96%増) 滞納繰越分18.00% (2.13%増) ※()内はH23年度決算との比較				

管理No.	41	プログラム名	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	部局名	市民生活部 健康推進課	重要度	A	
概要	収納率の向上を図り、市民負担の公平性、財源の確保を目指す							
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○公平性の面から納付の周知に努めている。 ・被保険者証や納付書の発送時に制度の周知を行う。 ○書面・電話・訪問等による催告により収納率の向上に努めている。 ○徴収強化月間を設置している。 ○平成20年度からの新制度で、宮城県後期高齢者医療広域連合会が保険料の賦課決定を行い、徴収は市町村が行っている。 			対象(何を)	後期高齢者医療保険料の納入義務者			
	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者には高齢者が多いため、保険料の納付方法等、周知方法の工夫が必要である。 ●納付方法を知らずに滞納しているケースが多い。 ●保険料の滞納が続くと有効期限の短い保険証や資格証明書の交付となることもあるので、十分な制度周知が必要である。 			意図(どうする)	後期高齢者医療保険料の納付負担の公平性が保たれ、必要な保険料財源が確保される			
				取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・後期高齢者医療制度の啓発、普通徴収者への口座振替、コンビニ納付の推進 			
				達成指標	現年分・滞納繰越分収納率			
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考				
	H25年度	H26年度	H27年度	<基準>H23収納率 【後期高齢者医療保険料】現年分97.78% 滞納繰越分37.27%				
H27	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・後期高齢者医療制度の啓発、普通徴収者への口座振替、コンビニ納付の推進	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・後期高齢者医療制度の啓発、普通徴収者への口座振替、コンビニ納付の推進	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・後期高齢者医療制度の啓発、普通徴収者への口座振替、コンビニ納付の推進 ・達成指標の検証	<最終達成目標>H27収納率 【後期高齢者医療保険料】現年分98.00% (0.22%増) 滞納繰越分50.10% (12.83%増) ※()内はH23年度決算との比較				

管理No.	42	プログラム名	住宅使用料等の収納率の向上	部局名	建設部 建築住宅課	重要度	A	
概要	収納率の向上を図り、市民負担の公平性、財源の確保を目指す							
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○公平性の面から納付の周知に努めている。 ○書面・電話・訪問等による催告により収納率の向上に努めている。 ○悪質な滞納者については民事調停を実施している。 			対象(何を)	住宅使用料の納入義務者			
	<ul style="list-style-type: none"> ●合併以前の滞納分が総額の約半数を占め、滞納者が固定化している。 ●滞納分を徴収しても、現年度分が新たに滞納となる悪循環がみられる。 ●長期入居者の中には連帯保証人が高齢となり、保証債務の履行能力に欠けている方がいる。 			意図(どうする)	住宅使用料の納付負担の公平性が保たれ、住宅の維持管理に必要な財源が確保される			
				取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・民事調停の申立て等の実施 			
				達成指標	現年分・滞納繰越分収納率			
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考				
	H25年度	H26年度	H27年度	<基準>H23収納率 【住宅使用料】現年分97.87% 滞納繰越分24.07%				
H27	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・民事調停の申立て等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・民事調停の申立て等の実施	 実施 ・書面・電話・訪問による催告 ・民事調停の申立て等の実施 ・達成指標の検証	<最終達成目標>H27収納率 【住宅使用料】現年分98.20% (0.33%増) 滞納繰越分44.00% (19.93%増) ※()内はH23年度決算との比較				

管理No.	43	プログラム名	水道料金の収納率の向上			部署名	上下水道部 水道課	重要度	A
概要	収納率の向上を図り、市民負担の公平性、財源の確保を目指す								
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○公平性の面から納付の周知に努めている。 ○書面・電話・訪問等による催告により収納率の向上に努めている。 ○悪質な滞納者については、給水停止を実施している。 ○水道料金の現年度の収納率は、98%以上で横ばい状況である。 ※水道料金は、水道事業会計と簡易水道事業特別会計に区分される。 					対象(何を)	水道料金の納入義務者		
	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な対策を講じているが、未収金額、滞納繰越額の減少とはならないため、更に強力な回収の措置が必要である。 ●人員不足により、滞納対策にあたる職員が確保できない。 					意図(どうする)	水道料金の納付負担の公平性が保たれ、水道事業に必要な財源が確保される		
						取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・給水停止措置等の実施 		
						達成指標	<ul style="list-style-type: none"> ・水道：現年分収納率・過年度分未収給水収益の減額 ・簡水：現年分・滞納繰越分収納率 		
達成年度	達成目標に向けた実施計画						備考		
	H25年度	H26年度	H27年度			<基準>H23収納率及び滞納繰越額 【上水道使用料】 現年分98.32% 過年度分未収給水収益[H24.5末]44,329,244円 【簡易水道使用料】現年分98.85% 滞納繰越分39.03%			
H27	実施		実施		実施	<最終達成目標>H27収納率及び滞納繰越額 【上水道使用料】 現年分99.00% (0.68%増) 過年度分未収給水収益[H28年5月末] 37,684,244円(6,645,000円減) 【簡易水道使用料】 現年分99.50% (0.65%増) 滞納繰越分 50.00% (10.97%増)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・給水停止措置等の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・給水停止措置等の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・給水停止措置等の実施 ・達成指標の検証 	※()内はH23年度決算との比較 ※上水道使用料の過年度分については、公営企業会計制度によるため未収給水収益の削減額を目標値に設定			

管理No.	44	プログラム名	下水道使用料等の収納率の向上			部署名	上下水道部 下水道課	重要度	A
概要	収納率の向上を図り、市民負担の公平性、財源の確保を目指す								
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○公平性の面から収納の周知に努めている。 ・工事説明会や分担金申告会などの開催 ○書面・電話・訪問等による催告により収納率の向上に努めている。 ○悪質な滞納者については差押を実施している。 					対象(何を)	下水道等使用料及び分担金納入義務者		
	<ul style="list-style-type: none"> ●合併前の各町村において行われた分担金の趣旨説明内容に差異があり、市民に周知徹底されていない現状がある。 					意図(どうする)	下水道等使用料及び分担金の納付負担の公平性が保たれ、下水道等事業に必要な財源が確保される		
						取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・分担金制度の周知徹底 ・水洗化促進による未接続滞納者の解消等 		
						達成指標	現年分・滞納繰越分収納率		
達成年度	達成目標に向けた実施計画						備考		
	H25年度	H26年度	H27年度			<基準>H23収納率 【使用料】 下水道 現年分97.06% 滞納繰越分26.22% 農業排 現年分98.37% 滞納繰越分55.31% 浄化槽 現年分99.51% 滞納繰越分51.31% 【分担金】 下水道 現年分93.66% 滞納繰越分2.15% 農業排 現年分82.70% 滞納繰越分7.77% 浄化槽 滞納繰越分1.89%			
H27	実施		実施		実施	<最終達成目標>H27収納率 【使用料】 下水道 現年分99.80% (2.74%増) 滞納繰越分40.00% (13.78%増) 農業排 現年分99.80% (1.43%増) 滞納繰越分70.00% (14.69%増) 浄化槽 現年分99.80% (0.29%増)滞納繰越分70.00% (18.69%増) 【分担金】 下水道 現年分98.00% (4.34%増) 滞納繰越分5.00% (2.85%増) 農業排 現年分90.00% (7.30%増) 滞納繰越分10.00% (2.23%増) 浄化槽 滞納繰越分 10.00% (8.11%増)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・分担金制度の周知徹底 ・水洗化促進による未接続滞納者の解消等 		<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・分担金制度の周知徹底 ・水洗化促進による未接続滞納者の解消等 		<ul style="list-style-type: none"> ・書面・電話・訪問による催告 ・分担金制度の周知徹底 ・水洗化促進による未接続滞納者の解消等 ・達成指標の検証 	※()内はH23年度決算との比較			

計画の体系	(3) 財政を健全にする	① 歳入の確保	(イ) 受益者負担の適正化
-------	--------------	---------	---------------

管理No.	47	プログラム名	都市計画税の一元化	部局名	総務部 税務課	重要度	B	
概要	都市計画の変更に伴い、まちづくりにかかる受益者負担の公平性を確保する							
現状・課題等	<p>○栗原市都市計画税条例附則1の4において、「合併前の築館町の課税区域に対しては、この条例の規定にかかわらず、本市における都市計画(課税区域の決定)が策定されるまでに限り、都市計画税を課さない」としている。</p> <p>●都市計画事業の実施区域と課税する区域を一致させ、納税者から受益者負担の公平性に理解を得る必要がある。</p> <p>●平成16年度以前は、旧築館町の都市計画区域の一部で都市計画税を課税していたものの、平成17年度の合併時からこの区域においても課税していない。課税を再開することに対して市民の理解を得る必要がある。</p> <p>●都市計画区域における各種事業を実施するにあたっては、補助事業や後年度に交付税措置が図られる起債による財政運営も考慮しながら、財政の健全化(歳入の確保)を図る施策の検討が必要である。</p>			対象(何を)	栗原市都市計画区域に土地等を所有する納税義務者			
	意図(どうする)	都市計画税を課税することにより、受益者負担の適正化を図る						
	取組項目	都市計画税課税区域等の検討						
	達成指標	都市計画税課税区域等の決定						
達成年度	達成目標に向けた実施計画						備考	
	H25年度	H26年度	H27年度					
H27	検討	検討	実施	達成				
	都市計画用途地域・都市計画道路見直し検討委員会ワーキング部会での用途・事業の情報収集	ワーキング部会での用途・事業の情報収集 ・部局内協議、庁議等	・条例改正					

計画の体系	(3) 財政を健全にする	① 歳入の確保	(ウ) 未利用地等の売却
-------	--------------	---------	--------------

管理No.	48	プログラム名	遊休財産の売却・有効活用	部局名	総務部 管財課	重要度	A	
概要	市有財産の有効利用を図り、収入の確保を図る							
現状・課題等	<p>○公共施設の解体等により市有財産の遊休地等が増加している。</p> <p>●遊休地の有効活用が求められている。</p> <p>●利用見込みのない遊休地等は売却して、収入を確保する必要がある。</p> <p>●平成22年度でインターネットオークションによる遊休地の公売を実施したが、販売まで至っていない。現在まで公売の案件はなく、すべて申出による売却である。</p>			対象(何を)	遊休の市有地			
	意図(どうする)	売却等により、経費節減及び歳入の確保を図る						
	取組項目	売却や貸付の推進						
	達成指標	売却件数、売却金額						
達成年度	達成目標に向けた実施計画						備考	
	H25年度	H26年度	H27年度	<最終達成目標>H27目標 売却目標 30件、9,000千円 (過去3年間の売却実績から売却件数、金額の目標を設定)				
H27	検討	実施	実施	達成				
	売却、貸付方法の検討 ・対象物件の実態把握 ・売却、貸付実施	対象物件の実態把握 ・売却、貸付実施	対象物件の実態把握 ・売却、貸付実施 ・達成指標の検証					

管理No.	49	プログラム名	遊休施設の利活用等方針の策定	部局名	総務部 管財課	重要度	A	
概要	遊休施設の有効的活用と財源の確保のため、基本的な方針を策定する							
現状・課題等	<p>○公共施設や学校施設の統廃合により、利用されない施設が増えている。</p> <p>○施設の老朽化により、使用されていない施設がある。</p> <p>●利活用されない施設や老朽施設の今後の方針を策定する必要がある。</p> <p>●不用施設については、維持管理や防犯を考慮して解体撤去を進める必要がある。</p>			対象(何を)	遊休の市有施設			
	意図(どうする)	活用等により、経費削減及び歳入の確保を図る						
	取組項目	遊休施設の調査・利活用等方針の検討						
	達成指標	利活用等方針の策定						
達成年度	達成目標に向けた実施計画						備考	
	H25年度	H26年度	H27年度	<最終達成目標>H27目標 遊休施設の利活用等に係る全体方針を策定する。 その後、個別施設に係る利活用等方針を策定する。				
H27	検討	実施	実施	達成				
	遊休施設の調査・確定 ・遊休施設利活用等に係る全体方針の策定 ・個別施設利活用等方針策定	個別施設利活用等方針策定	個別施設利活用等方針策定 ・全体方針の策定					

計画の体系	(3) 財政を健全にする	② 歳出の抑制・経費節減	(ア) 財政健全化と補助金・繰出金の抑制
-------	--------------	--------------	----------------------

管理No.	51	プログラム名	財政計画に基づく歳出削減の具現化	部署名	総務部 財政課	重要度	A
-------	----	--------	------------------	-----	------------	-----	---

概要 削減目標を具体的に定め、財政健全化に向け全庁で取り組みを実施する

現状・課題等	<p>○国から交付される普通交付税は、平成28年度から段階的に削減され、平成33年度からは合併特例の終了により、約50億円が減額となる見込みである。</p> <p>○これまでの行財政改革(人件費削減、物品一括購入、施設管理経費の節減など)により一定の成果は出ている。</p> <p>●更なる削減に向けては、事務事業の評価を踏まえた取捨選択が必要である。</p> <p>●物件費の削減には施設の統廃合が、今後の大きな課題となっている。</p>	対象(何を)	・公債費 ・物件費
		意図(どうする)	削減により健全な財政運営を行う
		取組項目	・有利な地方債の借入と事業の必要性を考慮した借入の実施 ・物件費のシーリングを設定し、さらなる歳出削減を図る
		達成指標	・公債費:3年間で1億8千万円削減 ・物件費:3年間で6千万円削減

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考	
	H25年度	H26年度	H27年度		
H27	 実施 ・事業の必要性を考慮した借入の実施 ・物件費のシーリング設定	 実施 ・事業の必要性を考慮した借入の実施 ・物件費のシーリング設定	 実施 ・事業の必要性を考慮した借入の実施 ・物件費のシーリング設定 ・達成指標の検証	 達成	

計画の体系	(3) 財政を健全にする	② 歳出の抑制・経費節減	(イ) コスト縮減・合理化
-------	--------------	--------------	---------------

管理No.	55	プログラム名	公用車のコスト見直し	部署名	総務部 管財課	重要度	C
-------	----	--------	------------	-----	------------	-----	---

概要 公用車の集中管理や有効活用を図り、コストの削減を目指す

現状・課題等	<p>○多様な車種の公用車が業務内容により各課等に配置されている。</p> <p>○予約システムにより、空いている公用車は各課で共有利用している。</p> <p>○公用車の老朽化により、維持管理費が増加している。</p> <p>●予約システムを活用していない車両もあるため、公用車を適切に共有利用して、更なる台数の削減を図る必要がある。</p> <p>●現在の車種を整理・検討して、買い替えの際には低燃費で維持管理費の安い軽自動車の購入を推進する必要がある。</p>	対象(何を)	公用車に係る管理費
		意図(どうする)	コストの削減を図る
		取組項目	公用車の共有利用による台数の削減
		達成指標	一般車両15台の削減

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考	
	H25年度	H26年度	H27年度		
H27	 実施 ・老朽車両の廃車や売却による削減	 実施 ・老朽車両の廃車や売却による削減	 実施 ・老朽車両の廃車や売却による削減 ・達成指標の検証	 達成	

管理No.	56	プログラム名	公共工事のコスト縮減	部署名	建設部 建設課	重要度	B
-------	----	--------	------------	-----	------------	-----	---

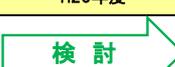
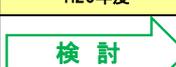
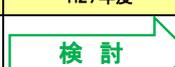
概要 公共工事の各段階での取り組みを見直して、コストの縮減を図る

現状・課題等	<p>○平成24年度に計画を策定して、市が実施する公共工事について構想段階から、計画、設計、工事実施、維持管理の各段階で取り組むべきコスト縮減対策を取りまとめた。</p> <p>※「公共工事コスト縮減対策行動計画」</p> <p>●公共工事のあらゆる分野において、コスト縮減を図り、限られた財源で、社会資本整備を行う必要がある。</p> <p>●工事コスト縮減と適正な工物品質維持の両立を図る必要がある。</p> <p>●工事コストの縮減の視点だけでなく、経済性・有効性の変化を計画等に反映させていかなければならない。</p>	対象(何を)	公共工事
		意図(どうする)	コスト縮減及び機能・品質の確保を図る
		取組項目	「公共工事コスト縮減対策行動計画」に基づく工事コスト縮減のための具体的な施策の実施
		達成指標	サンプル工事のコスト5%縮減

達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考	
	H25年度	H26年度	H27年度		
H27	 検討 ・サンプル数と検証方法についての関係課検討	 実施 ・対象工事の決定 ・削減実績のとりまとめ	 実施 ・対象工事の決定 ・削減実績のとりまとめ ・達成指標の検証	 達成	サンプルの工種及びサンプル数の決定は、H25年度に行う。

計画の体系	(3) 財政を健全にする	② 歳出の抑制・経費節減	(ウ) 地方公営企業の健全経営
-------	--------------	--------------	-----------------

管理No.	59	プログラム名	水道事業の包括的委託の検討	部局名	上下水道部 水道課	重要度	B
概要	水道事業を包括的民間委託することで、行政サービスの向上やコストの削減を図る						
現状・課題等	○水道事業の施設管理(ハード面)と各種サービス(ソフト面)において、直営と民間委託が混在している。 ・浄水場配水施設の運転管理等では、直営と民間委託が混在 ・料金徴収や顧客対応、水道の開始休止等の開閉栓業務は直営管理 ・水道メーター検針は民間委託			対象(何を)	水道事業、簡易水道事業		
	●水道事業では、他と比較して浄水場等の施設が多い。 ●簡易水道事業では、中山間地域に点在する施設が多く、包括的民間委託導入の妨げとなっている。 ●水道と簡水の統合計画(H28)にあわせて施設の集約等を行い、長期的な展望のなかでの包括的民間委託の検討が必要である。			意図(どうする)	コスト削減に向けた水道業務の包括的委託の検討を行う		
				取組項目	民間委託可能な業務の調査検討		
				達成指標	包括的委託の仕様書作成		
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度				
H27	 実施	 実施	 実施  達成				
	・開閉栓業務の民間委託 ・浄水場等施設管理の拡大	・配水管・給水管管理の民間委託の調査検討 ・お客様窓口の民間委託の調査検討	・包括的委託の調査検討とりまとめ(仕様書作成)				

管理No.	60	プログラム名	既存下水道施設の統廃合による維持管理の効率化	部局名	上下水道部 下水道課	重要度	B
概要	既存の下水道施設を統廃合し、維持管理費の効率化を図る						
現状・課題等	○下水道と農業集落の計10施設の維持管理に、多額の費用を要している。(動力費、通信費、清掃や機械警備業務、設備の保守点検業務委託費など) ○10施設のうち2施設については、国が所管する広域下水道設備に、接続が可能である。 ○2施設については、隣接市の下水道施設への接続が可能である。 ●10施設のうち7施設は老朽化により、故障や破損の発生が多くなってきている。 ●国が所管する広域下水道へ接続するためには、許認可が必要である。			対象(何を)	下水道施設(花山浄化センター及び花山汚水幹線)		
				意図(どうする)	統廃合により維持管理の合理化を図る		
				取組項目	関係機関との協議及び工事の実施等		
				達成指標	花山浄化センターの廃止(ポンプ場化)と花山汚水幹線の流域下水道施設への接続		
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度	※篤沢浄化センターの廃止・流域下水道施設への接続は、後期計画にて取り組む予定			
H29	 検討	 検討	 検討				
	・花山下水道施設の流域接続検討のための調査	・花山下水道施設の流域接続検討・県協議	・花山下水道施設の流域接続検討・県協議				

管理No.	62	プログラム名	病院事業経営健全化計画の推進	部局名	医療局 医療管理課	重要度	A
概要	市立病院として質の高い安全で安心な医療を安定的に提供するため、病院事業の経営健全化計画を推進する						
現状・課題等	○市では計画を策定して病院事業の健全化を推進している。「第二次経営健全化計画」(平成24~27年度) ○健全化の取組状況については、外部委員による点検・評価を受け、その結果を公表している。 ●消費税増税や診療報酬の改定等に伴い、市の計画を変更する場合がある。 ●県の地域医療計画が平成25年度に公示される予定であるが、2次医療圏の再編等の動向が懸念される。 ●上位計画との整合性を図るため、市の計画を変更する場合がある。			対象(何を)	病院事業		
				意図(どうする)	経営を健全にする		
				取組項目	第二次経営健全化計画の推進		
				達成指標	各年度の経営指標(経常収支比率)達成割合		
達成年度	達成目標に向けた実施計画			備考			
	H25年度	H26年度	H27年度	※達成指標は、各年度毎に経営指標が設定されるため、単年度毎に達成度の管理を行う。			
H27(各年)	 実施  達成	 実施  達成	 実施  達成				
	・第二次経営健全化計画の推進 ・計画の進捗状況の確認	・第二次経営健全化計画の推進 ・計画の進捗状況の確認	・第二次経営健全化計画の推進 ・計画の進捗状況の確認				